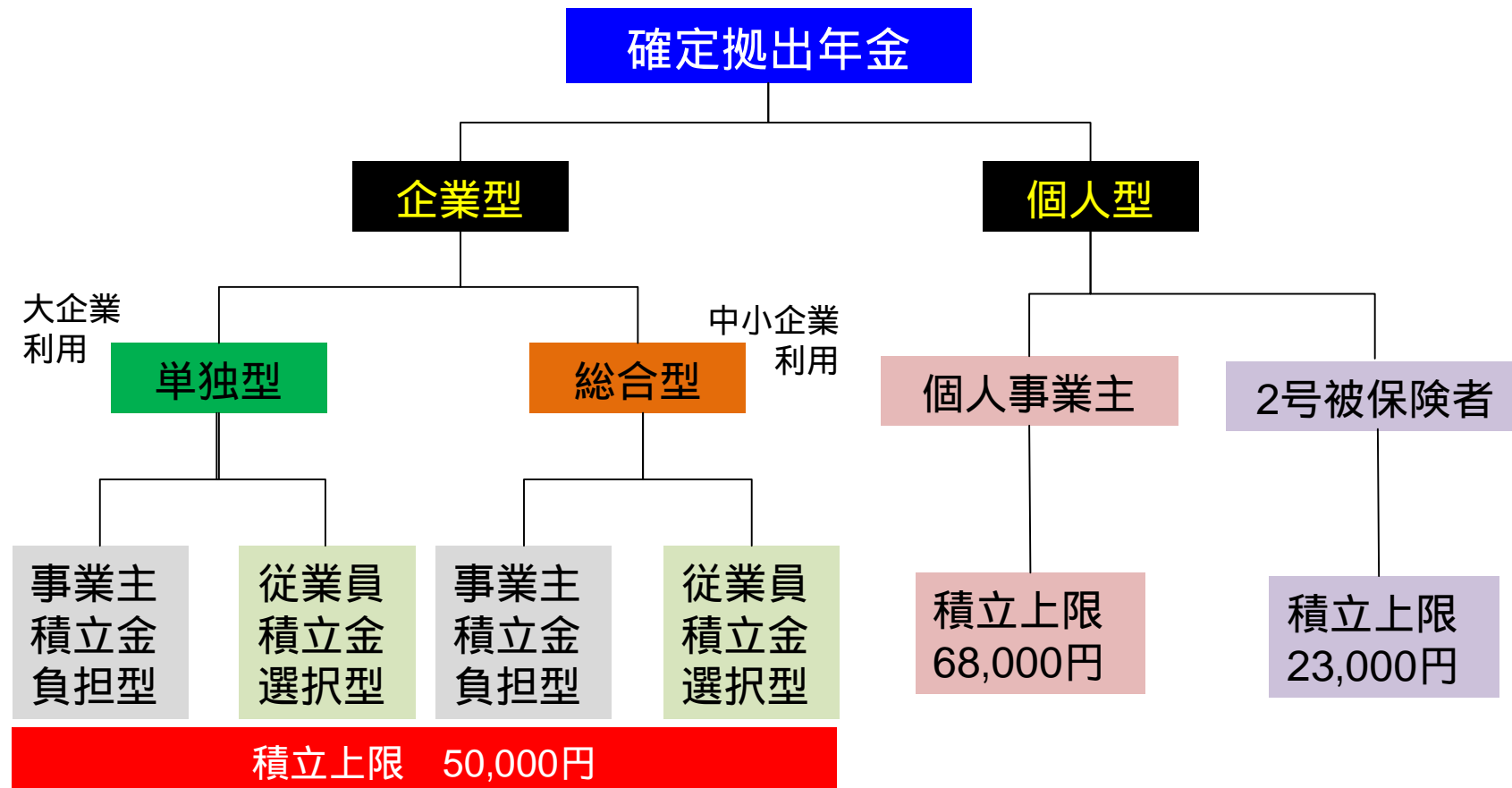


確定拠出年金の種類



企業型の単独型と総合型の違いは年金規約（厚生局認証）の使い方に分かれる

- 1.大企業はIRなどの観点から自社で年金規約を取得し自社のみで確定拠出年金を導入する（費用・時間が大きくかかり・専任の配置が求められる場合がある）
- 2.総合型とは1企業が取得した年金規約を利用して導入希望企業が確定拠出年金を導入できる（但し、厚生年金加入事務所に限る）
- 3.個人事業主は国民年金を支払っていることが条件として利用することができる。